

公害関係基準のしおり（令和4年3月）主な改正点

ページ	改正内容等
1、2	六価クロムの基準値及び測定方法を改正
4、5	大腸菌数の環境基準化に伴い、大腸菌群数を削除し大腸菌数に改正。環境基準、測定方法、備考欄を変更
23	カドミウム及びその化合物並びに1,4-ジオキサンの暫定排水基準を削除。併せて旧別表第1-1、1-3を削除
28	別表第3-1を改正。暫定排水基準が適用されていた「金属鉱業」及び「下水道業」を削除
28	別表第3-2を改正。天然ガス鉱業の暫定排水基準の適用期限を令和5年9月30日まで延長
40	「○水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乘せ排水基準」のうち、「1 有害物質に関する項目」からカドミウム及びその化合物を削除
52、53	ばい煙発生施設の規模要件の改正（令和4年10月1日から施行） ・ボイラーに係る「伝熱面積」の規模要件を撤廃するとともに、「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に改正
85	「2 規制対象」について、「(2)喫茶店営業」を削除 「3 規制内容」について、「(2)音響機器の使用制限」内「蓄音機」を「音響再生装置」に改正
117 119	「水道法第4条に基づく水質基準等」の水質基準改正（カルボフラン、ベンフラカルブ）

目 次

【環境基準等】

水質関係

○人の健康の保護に関する環境基準	1
○地下水の水質汚濁に係る環境基準	2
○人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値	3
○生活環境の保全に関する環境基準	4
1 河川	4
2 湖沼	5
○水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値	7
○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	8
1 河川	8
2 湖沼	12
○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況図	14

大気関係

○大気の汚染に係る環境基準	15
○大気中炭化水素濃度の指針	15
○有害大気汚染物質の指針値	15
○大気汚染防止法第 23 条第 1 項及び第 2 項に基づく緊急時の措置の発令要件	15
○大気汚染防止法第 21 条に基づく要請基準	15

騒音関係

○騒音に係る環境基準	16
○騒音に係る環境基準の類型指定状況	17
○航空機騒音に係る環境基準	18
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準	18
○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況	19

土壌関係

○土壌の汚染に係る環境基準	20
---------------	----

ダイオキシン類関係

○ダイオキシン類に関する環境基準	22
------------------	----

【排出基準等】

水質関係

○水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に基づく一律排水基準	23
1 有害物質に関する項目	23
2 生活環境に関する項目	24
○水質汚濁防止法第 12 条の 3 に基づく特定地下浸透水の浸透の制限	29
○排出水の汚染状態の測定等	30
○規制対象	31
○水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく上乘せ排水基準	40
1 有害物質に関する項目	40
2 生活環境に関する項目	40
(1) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量	40
(2) BOD (COD)、SS 等	41
(3) 窒素、燐	42

○湖沼水質保全特別措置法第7条に基づく規制基準（汚濁負荷量基準）	43
1 規制対象施設	43
2 規制対象地域	43
3 規制基準	43
○湖沼水質保全特別措置法第14条に基づくみなし指定地域特定施設に係る排水基準	46
1 規制対象地域	46
2 排水基準	46
○湖沼水質保全特別措置法第15条に基づく指定施設及び基準、同法第22条に基づく準用指定施設及び基準	47
1 対象施設	47
2 指定施設・準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準	47
(1) 豚房施設、牛房施設、馬房施設	47
(2) こいの養殖施設	47
○良好な生活環境の保全に関する条例の規定による排水基準	48
○事故時の措置	49
○有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法	50

大気関係

○大気汚染防止法第2条第2項の規定によるばい煙発生施設及び排出基準適用一覧	52
○大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準	54
1 硫黄酸化物の排出基準	54
2 ばいじんの排出基準	55
3 有害物質の排出基準	59
4 有害物質の排出基準（窒素酸化物）	60
○大気汚染防止法に基づくばい煙量等の測定について	64
1 排出基準適用項目	64
2 大気汚染防止法に基づくばい煙等の測定頻度	64
3 排出基準適用猶予施設	64
○大気汚染防止法第2条第5項の規定による揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧	65
○大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物濃度の測定について	66
○揮発性有機化合物に該当する主な物質	66
○大気汚染防止法第2条第9項の規定による一般粉じん発生施設及び構造・使用管理基準	67
○大気汚染防止法第2条第10項の規定による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準	68
○大気汚染防止法第2条第11項の規定による特定粉じん排出等作業及び作業基準	69
1 特定建築材料	69
2 特定粉じん排出等作業	69
3 作業基準	69
○大気汚染防止法第2条第14項の規定による水銀排出施設及び排出基準一覧	71
○大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定について	73
○大気汚染防止法附則第9項の規定による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	74
1 ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	74
2 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準	75
○良好な生活環境の保全に関する条例第15条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準	76
1 ばい煙に係る規制基準	76
2 粉じんに係る管理基準	76
○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域の指定状況	77
○事故時の措置	78

騒音関係

○騒音規制法に基づく規制基準等	79
1 規制基準等	79
(1) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	79
(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	79
(3) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）	80
2 指定地域	81
(1) 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況	81
(2) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況	82
(3) 特定工場	83
(4) 特定建設作業騒音関係	83
(5) 自動車騒音要請限度関係	83
3 規制対象	83
(1) 特定工場等	83
(2) 特定建設作業	84
○良好な生活環境の保全に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する規制基準等	85
1 規制時間	85
2 規制対象	85
3 規制内容	85
4 規制地域の指定状況	85
○商業宣伝放送に係る拡声器の使用基準等に関する指導要綱の概要	86

振動関係

○振動規制法に基づく規制基準等	87
1 規制基準等	87
(1) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	87
(2) 特定建設作業の規制に関する基準	87
(3) 道路交通振動の限度（要請限度）	87
2 指定地域	88
(1) 振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況	88
(2) 特定工場及び道路交通振動関係	88
(3) 特定建設作業振動関係	88
3 規制対象	89
(1) 特定工場等	89
(2) 特定建設作業	89

悪臭関係

○悪臭防止法第4条第1項の規定による物質濃度規制の基準等	90
1 規制地域の指定区分	90
2 規制地域の指定状況	90
3 規制基準	91
(1) 敷地境界線の地表における規制基準及び規制基準の設定状況	91
(2) 気体排出施設から排出される悪臭物質に係る規制基準	91
(3) 排出水に含まれる悪臭物質に係る規制基準	91
○悪臭防止法第4条第2項の規定による臭気指数規制	92
1 規制地域の指定区分	92
2 規制基準の設定方法	92

(1) 敷地境界線の地表における規制基準	92
(2) 気体排出施設から排出される気体に係る規制基準	93
(3) 排出水に係る規制基準	93
○騒音・振動・悪臭規制等地域指定状況	94

土壌関係

○土壌汚染対策法第6条第1項第1号の規定に基づく区域の指定基準	95
○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項に基づく対策地域指定要件	96
○農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準	96

ダイオキシン類関係

○ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の規定による特定施設及び同法第8条の規定による排出基準	97
1 大気基準適用施設	97
2 水質基準適用施設	98

公害防止組織関係

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条に基づく公害防止管理者の選任基準等	100
1 公害防止管理者を選任すべき特定工場（ばい煙発生施設関係）	100
2 公害防止管理者を選任すべき特定工場（汚水等排出施設関係）	102
3 公害防止管理者を選任すべき特定工場（騒音・振動発生施設関係）	111
4 公害防止管理者を選任すべき特定工場（特定粉じん発生施設関係）	111
5 公害防止管理者を選任すべき特定工場（一般粉じん発生施設関係）	111
6 公害防止管理者を選任すべき特定工場（ダイオキシン類発生施設関係）	112
7 公害防止主任管理者を選任すべき特定工場	113
8 公害防止統括者を選任すべき特定工場	113

参 考

○湖沼水質保全計画で定める水質目標	114
○水道法第4条に基づく水質基準等	115
○浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準	120
○おいしい水の水質要件	120
○底質の暫定除去基準	120
○魚介類の水銀の暫定的規制値	120
○食品中に残留するPCBの暫定的規制値	120
○農薬に係る規制値等	121
○水浴場の水質の判定基準	123
○農業（水稻）用水基準	123
○水産用水基準	124
○放射能に係る基準等	126
○公害関係の基準等に対する問い合わせ先	127